

令和4年度

第2回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会

令和4年8月10日（水） 9時30分から

山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

1 金額審議について

2 その他

資料目次

加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

（単位：円）

ランク	年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
全 国		749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)
	Aランク	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)
	Bランク	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)
	Cランク	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)
Dランク	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
 2 ()内は引上げ率(%)を示す。
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。
 4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

●労働者側見解

第1回専門部会

- 1 2021 連合リビングウェイジによると、山口県は時間額 980 円となるので、山口県最低賃金額 857 円と比較すると 123 円の開きがある。
また、この金額は昨年 12 月に改定されたもので、昨今の物価上昇は反映されていないものである。
- 2 最近の急激な物価上昇は全国及び山口県の消費者物価指数に具体的に表れており、特に生活必需品的な物価の大幅な上昇となっている。
今後も多く品目について値上げの見通しであり、早期に時間額 980 円に到達しなければならない。
- 3 目安額 30 円とした場合の影響率は 16.6%で、昨年並みの影響率である。昨年並みの労働者に対して影響を与えることができることは非常に重要であるとの認識である。
- 4 意見陳述の中で述べられた時給 1,500 円の早期実現の要請については、急激な金額引上げによる中小、零細企業に与える影響は大きいことから、段階的に引き上げていくことが現実であるとの認識である。
- 5 早期に時間額 980 円を目指すにしても、地域間格差の是正に努めるためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の引上げを求めたい。
- 6 意見陳述の中で、年間 200 時間働いても、年収 200 万円に満たない労働者の話があったが、最低賃金近傍で働く方にとっては死活問題であり、悲痛な叫びと受け止めている。
- 7 今年度の引上げ額は目安額 30 円に 11 円加えた 41 円として提示する。

11 円については、山口県最低賃金にかかる令和 2 年度に他県と開いた差 1 円、今年度の A、B ランクとの目安額の差 1 円、福岡県最低賃金額との格差是正として 7 円を算定したら 9 円に、2021 リビングウェイジで示された金額 980 円を 3 年かけて到達すると年 41 円を継続的に引き上げる必要があるため、残りの 2 円を計上したものである。

●使用者側見解

第1回専門部会

- 1 地域別最低賃金については、基本的には最賃法第9条に基づく3要素について、各調査、データに基づいて決定されるべきものである。
- 2 H27年からの生計費、あるいは労働者の賃金の推移と比較すると、これらを大幅に上回る最低賃金が毎年決定されている。この結果は、いわゆる時々の事情という施策的な配慮が反映されたものであり、支払い能力を超えるような大幅な賃金引上げがなされたことで、小規模、零細企業者に、過度の負担を強いてきている。
- 3 最低賃金の引上げ根拠については、賃金改定状況調査第4表の1.6%もあるが、300人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が1.96%であり、この数値を用いた金額17円が妥当な引上げ水準の限度であると考えている。
- 4 物価の大幅上昇が最低賃金引上げの根拠と聞くが、過去、消費者物価指数が上がっていない中でも、最低賃金は上がってきている。
また、日銀によれば悪い物価上昇ということで、突発的な事象による物価上昇ということであり、最賃引上げの根拠になるか疑義もある。
物価上昇については、中小規模事業者が価格転嫁できていないため深刻な影響を受けている。
- 5 中小規模事業者の状況について月次景況調査結果の各指数を見ると、大幅にマイナスであり、コロナ前に戻り切っていない。
価格転嫁ができたところは4分の1、昨年度の引上げは30%が影響ありと回答し、さらに引上げ額に対する影響率は16.9%を超えている。また、この引上げが賃金あるいは雇用に影響しているとの結果も出ており、仮に今年、最低賃金が3%の引き上げがなされた場合に約半数の経営への影響があるといった回答であった。
- 6 賃金引上げに関する生産性向上の施策については設備投資を伴うが、多くの中小規模事業者は設備投資を行う余裕はなく、助けにはならない。